

桜川市第2次耐震改修促進計画

令和 6 年 10 月



目 次

1. 計画のあらまし	
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の役割	1
(3) 計画期間	1
(4) 対象区域	1
(5) 対象建築物等	2
2. 対象建築物の耐震化率等の目標（法第6条第2項第1号関係）	
(1) 桜川市の現状	3
(2) 桜川市の目標	4
3. 対象建築物の耐震化率の向上等を図るための施策（法第6条第2項第2号関係）	
(1) 住宅の耐震化率の向上を図るための施策	5
(2) 特定建築物の耐震化率の向上を図るための施策	7
(3) 通学路危険ブロック塀等の除却の推進を図るための施策	8
4. 啓発及び知識の普及（法第6条第2項第3号関係）	9
5. 所管行政庁との連携（法第6条第2項第4号関係）	9
6. その他必要な事項（法第6条第2項第5号関係）	9
7. 参考資料	10

1. 計画のあらまし

(1) 計画の目的

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、桜川市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な促進を図るために必要な事項を定め、もって地震による被害からの市民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的とします。

(2) 計画の役割

本計画の役割は、国、茨城県及び桜川市の定める基本方針、上位計画等に即しつつ、桜川市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の現状を踏まえて法第6条第2項各号に掲げる事項を簡潔かつ明瞭に定め、桜川市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な促進のあり方を明らかにすることです。

また、本計画に位置付けられた施策は国庫補助金等の対象となり得ることから、本計画は、個々の施策を体系的に遂行するための事業プログラムとしての性格をあわせもつものといえます。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和7年度まで（令和2年4月1日から令和8年3月31日まで）とします。ただし、本計画の事業プログラムとしての性格上、国及び茨城県における政策の動向並びに桜川市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の状況の変化その他の状況の変化に注視しつつ、適時・適切な見直しを行うこととします。

(4) 対象区域

本計画の対象区域は、桜川市の全域（約180.06km²）とします。

(5) 対象建築物等

本計画の対象建築物は、国の定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）及び茨城県の定める「茨城県耐震改修促進計画」（平成28年3月）に基づき、次のとおりとします。

本 計 画 の 対 象 建 築 物	住 宅
	多数の者が利用する建築物（茨城県が所有するものを除く。以下「特定建築物」という。）
	〈備 考〉 1. 多数の者が利用する建築物は、国の基本方針に基づき、法第14条第1号に掲げる建築物とします。 2. 茨城県が所有する建築物は、茨城県耐震改修促進計画において耐震化の進捗管理が図られており、既に耐震化が完了していることから、対象建築物から除外します。 3. 茨城県耐震改修促進計画においては、法第14条第2号及び第3号に掲げる建築物も対象とされていますが、桜川市の区域内では、これらの建築物が存在しないことから、対象建築物から除外します。

また、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、児童をはじめとする尊い人命が失われました。一方、桜川市の区域内では、石材業が隆盛を誇った歴史的経緯からブロック塀以外にも組積造の石塀等が多数存在しています。

このような事実に鑑み、本計画においては、通学路（児童・生徒が通学のために利用する道路の区間であって、その旨を教育委員会が認めたものをいう。以下同じ。）の沿道においてブロック塀、石塀等の安全性を確保することが必要な避難路として指定し、建築物に属さない塀も含めて、通学路に面し、かつ、その倒壊によって児童・生徒に危害を及ぼすおそれのあるブロック塀、石塀等（以下「通学路危険ブロック塀等」という。）の除却の推進を図るための施策を位置付けることとします。

2. 対象建築物の耐震化率等の目標（法第6条第2項第1号関係）

（1）桜川市の現状

桜川市の区域内の住宅及び特定建築物の耐震化率（住宅又は特定建築物の総数に占める耐震性が確認されたものの割合。以下同じ。）の現状は、下表のとおりです。

建築物の種別	第1次計画策定時 (平成20年8月)		現 状 (令和2年3月)		県内市町村平均値 (平成30年)
	棟 数	耐震化率	棟 数	耐震化率	耐震化率
住 宅	13,700	61.8 %	13,090	67.9 %	約 76 %
木造の住宅	12,700	59.6 %	11,800	66.1 %	約 72 %
木造以外の住宅	1,000	73.3 %	1,290	86.2 %	約 89 %
特定建築物	69	53.6 %	66	84.8 %	約 87 %
民間特定建築物	26	69.2 %	26	80.8 %	約 81 %
市有特定建築物	43	44.2 %	40	87.5 %	約 95 %
学校	26	38.5 %	23	100.0 %	約 97 %
病院・診療所	1	0.0 %	2	50.0 %	約 57 %
社会福祉施設	3	66.7 %	2	100.0 %	約 93 %
賃貸共同住宅	4	100.0 %	4	100.0 %	約 99 %
事務所	3	0.0 %	3	0.0 %	約 82 %
その他	6	50.0 %	6	83.3 %	約 84 %
劇場・集会場	2	0.0 %	1	0.0 %	約 80 %
ホテル・旅館	0	— %	0	— %	約 66 %
体育館	4	75.0 %	5	100.0 %	約 81 %
店舗	0	— %	0	— %	100.0 %
その他	0	— %	0	— %	約 90 %
〈備 考〉 1. 第1次計画とは、従前の「桜川市耐震改修促進計画」（平成20年8月）です。 2. 住宅の棟数及び耐震化率は、国が5年ごとに行う「住宅・土地統計調査」に基づき推計した数値です。 3. 民間特定建築物とは、特定建築物のうち市有特定建築物以外のものとします。 4. 市有特定建築物とは、特定建築物のうち桜川市（行政委員会を含む。以下同じ。）が所有するものとします。					

本計画の第1次計画である桜川市耐震改修促進計画の策定時（平成20年8月）から11年7ヶ月を経て、住宅及び特定建築物の耐震化率はそれぞれ大幅に向上しました。特に、市有特定建築物の耐震化率については、各施設管理者の取組の結果、約2倍となっています。また、住宅の耐震化率についても、桜川市の区域内の空き家が計2,000戸（平成30年住宅・土地統計調査）と推計されていることを勘案すれば、現に人が居住している住宅の耐震化率については、おおむね80.6%と考えることができます。

しかしながら、いずれも国の基本方針及び茨城県耐震改修促進計画（平成28年3月）に掲げられた数値目標『95%』並びに県内市町村平均値には依然として満たないことから、引き続き耐震化率の向上を図るための施策を実施していく必要があります。

一方、平成30年6月の大阪北部地震発生直後に桜川市教育委員会が実施した緊急点検では、計58箇所の通学路危険ブロック塀等の存在が報告されており、通学路危険ブロック塀等の除却についても、早急な対策が求められています。

（2）桜川市の目標

桜川市の区域内の住宅及び特定建築物の耐震化率の数値目標は、国の基本方針及び茨城県耐震改修促進計画に基づき、次のとおりとします。

建築物の種別	令和7年度末（令和8年3月31日）時点の数値目標
住 宅	95%（国の基本方針及び茨城県耐震改修促進計画において95%を超える数値目標が定められたときは、その数値）
特定建築物	95%（国の基本方針及び茨城県耐震改修促進計画において95%を超える数値目標が定められたときは、その数値）

一方、通学路危険ブロック塀等の除却の推進については、おおむね60件を施策展開のベースとしつつも、年度ごとに組み変わることがある通学路の特殊性を考慮し、数字に囚われ過ぎない弾力的な対策を講ずることとします。

3. 対象建築物の耐震化率の向上等を図るための施策（法第6条第2項第2号関係）

（1）住宅の耐震化率の向上を図るための施策

住宅の耐震化率については、桜川市の区域内の空き家が計2,000戸（平成30年住宅・土地統計調査）と推計されていることを勘案すれば、現に人が居住している住宅の耐震化率にあっては、おおむね80.6%と考えることができます。今後、住宅の自発的な建替えの進展と人口の減少による空き家の増加に伴って、相対的に、現に人が居住している住宅の耐震化率が飛躍的に向上していくことが予測されます。

したがって、住宅の耐震化率の向上を図るための施策については、従来の施策（次の①から⑤までに掲げる施策）の実施を継続しつつ、空き家の対策との一体的な施策展開の可能性を検討します。

① 茨城県木造住宅耐震診断士の派遣・情報提供業務

地震に対する防災対策として、市内の木造住宅の所有者から申し込みがあった場合に耐震診断士を派遣する事業を行い、建築物の安全性に関する知識の普及・向上を図ります。

また、茨城県知事の認定を受けた茨城県木造住宅耐震診断士の認定者名簿を主管課の窓口で希望者に配布します。

② 茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザーの紹介業務

茨城県の登録を受けた茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録者名簿を主管課の窓口で希望者に配布するとともに、一般社団法人茨城県建築士事務所協会が行う住宅耐震・リフォームアドバイザー派遣制度「いばらき安心リフォーム支援隊」を紹介します。なお、茨城県建築士事務所協会との連絡調整等は全て希望者が行うこととします。

③ リフォーム融資（耐震改修工事）の紹介業務

独立行政法人住宅金融支援機構が行う「リフォーム融資（耐震改修工事）」制度のリーフレットを主管課の窓口で希望者に配布します。なお、制度を利用するために必要な建築物の耐震改修の計画の認定は、法第2条第3項の所管行政庁（以下「所管行政庁」という。）である茨城県が行います。

④ 耐震改修促進税制（耐震改修工事に係る税制特例）の紹介業務

耐震改修工事に係る所得税及び固定資産税の特例措置のリーフレットを主管課の窓口で希望者に配布します。なお、特例措置を活用するために必要な「増改築等工事証明書」の発行は、登録建築士事務所に属する建築士等が行います。

⑤ 地震ハザードマップ「揺れやすさマップ」の配布業務

桜川市が平成21年3月に作成した地震ハザードマップ「揺れやすさマップ」を桜川市の公式ウェブサイト上で公開するとともに、主管課の窓口で希望者に配布します。

（２）特定建築物の耐震化率の向上を図るための施策

特定建築物の耐震化率の向上を図るためには、市有特定建築物を所有する桜川市が率先してさらなる耐震化率の向上に取り組んでいく必要があります。

そこで、本計画においては、市有特定建築物のうち耐震性に問題のある施設（次の①から③までに掲げる施設）における耐震性の確保又は施設の解体・除却を含む危険性の除去の方策について、個々の施設ごとに今後の取組を明らかにします。

① 県西総合病院

県西総合病院は、広域的な病院の再編・統合の完了とあわせて半世紀の歴史に幕を閉じ、その役割を終えました。県西総合病院の施設については、現在解体工事中であり、令和２年以内に除却を完了させます。

② 桜川市役所各庁舎（大和庁舎・岩瀬庁舎・真壁庁舎）

桜川市は、平成１７年１０月の新設合併後、今日まで旧２町１村の役場庁舎を分庁舎方式によって利用していますが、耐震性の問題をはじめとする様々な課題があることから、新庁舎の建設が懸案となってきました。

桜川市新庁舎建設検討委員会からの答申（平成３０年９月）を受けて桜川市がとりまとめた「桜川市新庁舎建設基本構想」（平成３１年３月）では、令和７年度までに、現在の大和庁舎の敷地内において新庁舎の建設を目指すこととしています。

したがって、桜川市役所各庁舎の既存施設における耐震性の確保又は施設の解体・除却を含む危険性の除去については、新庁舎の建設に伴う公共建築物の再編・統合とあわせて、令和７年度末まで（令和８年３月３１日まで）に完了させることを目指します。

③ 岩瀬中央公民館

岩瀬中央公民館の施設は、老朽化が著しく耐震性に問題があるものの施設の利用率が高いことから、工事期間中の代替施設の確保が課題となります。

したがって、岩瀬中央公民館の施設における耐震性の確保又は施設の解体・除却を含む危険性の除去については、他の公共建築物の再編・統合とあわせて、令和７年度末まで（令和８年３月３１日まで）に完了させることを目指します。

一方、市有特定建築物の耐震化率が100%となったとしても、現状の棟数ベースでは、特定建築物の耐震化率の数値目標『95%』を達成することはできません。

したがって、今後は、民間特定建築物のうち耐震性に問題のある施設（病院1棟・賃貸共同住宅3棟・事務所1棟）についても、定期的な状況の把握に努めつつ、各施設管理者に対する働きかけを強化します。

（３）通学路危険ブロック塀等の除却の推進を図るための施策

国が行う社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用して『桜川市通学路危険ブロック塀等除却費補助金』を創設し、桜川市教育委員会と連携して通学路危険ブロック塀等の除却を推進します。

4. 啓発及び知識の普及（法第6条第2項第3号関係）

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及については、従来から桜川市の公式ウェブサイト上で啓発活動を行うとともに、3（1）①から⑤までの施策を通して知識の普及を行ってきたところです。

今後は、3（3）の施策の内容（桜川市通学路危険ブロック塀等除却費補助金）を桜川市の広報誌及び公式ウェブサイトによって周知するとともに、リーフレットの全戸回覧及び主管課の窓口への備付けを行います。

5. 所管行政庁との連携（法第6条第2項第4号関係）

所管行政庁である茨城県が建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置を講じようとするときは、その要請に応じて、当該措置が円滑に講じられるよう積極的に支援します。

6. その他必要な事項（法第6条第2項第5号関係）

沿道においてブロック塀、石塀等の安全性を確保することが必要な避難路として、通学路を指定します。なお、この場合における避難路（通学路）は、法第6条第3項に規定する道路として指定するものではありません。

7. 参考資料

(1) 関係法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律11

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令13

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針16

(2) 桜川市第2次耐震改修促進計画における特定建築物の範囲19

(3) 茨城県木造住宅耐震診断士制度

茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱20

茨城県木造住宅耐震診断士認定者の属する建築士事務所一覧（桜川市の区域内に存するものに限る。）22

(4) 茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー制度

茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー登録制度要項23

茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー登録者の属する建築士事務所一覧（桜川市の区域内に存するものに限る。）25

茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー派遣制度「いばらき安心リフォーム支援隊」26

(5) リフォーム融資（耐震改修工事）制度27

(6) 耐震改修促進税制

所得税の特例措置31

固定資産税の特例措置32

(7) 地震ハザードマップ「揺れやすさマップ」33

(8) 桜川市通学路危険ブロック塀等除却費補助金34

参考資料（１）関係法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）

第 1 条 略

（定義）

第 2 条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 9 7 条の 2 第 1 項又は第 9 7 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

第 3 条 — 第 5 条 略

（市町村耐震改修促進計画）

第 6 条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

（２）当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

（３）建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

（４）建築基準法第 1 0 条第 1 項から第 3 項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

（５）その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第 2 号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

（１）建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

（２）建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存

存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる
場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第7条 — 第13条 略

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第14条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- (1) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- (2) 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- (3) その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

第15条 — 第46条 略

附 則 略

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 4 2 9 号）

第 1 条 — 第 5 条 略

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第 6 条 法第 1 4 条第 1 号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- （1）ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- （2）診療所
- （3）映画館又は演芸場
- （4）公会堂
- （5）卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- （6）ホテル又は旅館
- （7）賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- （8）老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- （9）老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- （10）博物館、美術館又は図書館
- （11）遊技場
- （12）公衆浴場
- （13）飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- （14）理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- （15）工場
- （16）車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- （17）自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- （18）保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第 1 4 条第 1 号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- （1）幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数 2 及び床面積の合計 5 0 0 m²
- （2）小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第 8 号若しくは第 9 号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数 2 及び床面積の合計 1 千 m²
- （3）学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第 1 号から第 7 号まで若しくは第 1 0 号から第 1 8 号までに掲げる建築物 階数 3 及び床面積の合計 1 千 m²
- （4）体育館 階数 1 及び床面積の合計 1 千 m²

3 前項各号のうち 2 以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第 1 4 条第 1 号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第7条 法第14条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）
- (2) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類
- (3) マッチ
- (4) 可燃性のガス（次号及び第6号に掲げるものを除く。）
- (5) 圧縮ガス
- (6) 液化ガス
- (7) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第14条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第6号及び第7号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

- (1) 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

- イ 火薬 10 t
- ロ 爆薬 5 t
- ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個
- ニ 銃用雷管 500万個
- ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個
- ヘ 導爆線又は導火線 500 km
- ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 2 t
- チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

- (2) 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量

- (3) 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30 t

- (4) 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20 m³

- (5) マッチ 300マッチトン

- (6) 可燃性のガス（次号及び第8号に掲げるものを除く。） 2万 m³

- (7) 圧縮ガス 20万 m³

- (8) 液化ガス 2千 t

- (9) 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）
20 t

- (10) 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
200 t

3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

第8条 — 第12条 略

附 則 略

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号）

一 略

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成２５年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約５，２００万戸のうち、約９００万戸（約１８％）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約８２％と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成１５年の約１，１５０万戸から１０年間で約２５０万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは１０年間で約５５万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第１４条第１号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約４２万棟のうち、約６万棟（約１５％）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約８５％と推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成２８年３月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成３２年までに少なくとも９５％にすることを目標とするとともに、平成３７年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を９５％とするためには、平成２５年から平成３２年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約６５０万戸（うち耐震改修は約１３０万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約３倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約４万棟（うち耐震改修は約３万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約２倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成２５年から平成３２年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約１３０万戸、多数の者が利用する建築物については約３万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 一 四 略

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 略

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成１７年３月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定すること

が必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第6条第1項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第6条第3項第1号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第2号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第6条第3項第1号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第1号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第2号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 略

3 略

附 則 略

参考資料（２）桜川市第２次耐震改修促進計画における特定建築物の範囲

耐震改修促進法における規制対象一覧

↓ 本計画における特定建築物の要件

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階級２以上かつ 1,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階級２以上かつ 1,500 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階級２以上かつ 3,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階級３以上かつ 1,000 ㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階級１以上かつ 1,000 ㎡以上	階級１以上かつ 2,000 ㎡以上	階級１以上かつ 5,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階級３以上かつ 1,000 ㎡以上	階級３以上かつ 2,000 ㎡以上	階級３以上かつ 5,000 ㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階級３以上かつ 2,000 ㎡以上	階級３以上かつ 5,000 ㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階級２以上かつ 1,000 ㎡以上	階級２以上かつ 2,000 ㎡以上	階級２以上かつ 5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階級２以上かつ 500 ㎡以上	階級２以上かつ 750 ㎡以上	階級２以上かつ 1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		階級３以上かつ 1,000 ㎡以上	階級３以上かつ 2,000 ㎡以上	階級３以上かつ 5,000 ㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質店、貸衣裳屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階級３以上かつ 2,000 ㎡以上	階級３以上かつ 5,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500 ㎡以上	階級１以上かつ 5,000 ㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12 m 以下の場合は 6 m 超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12 m 以下の場合は 6 m 超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

参考資料（３）茨城県木造住宅耐震診断士制度

茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、昭和５６年以前に建築された既存の木造住宅の耐震診断を行う茨城県木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定等）

第２条 耐震診断士は、（１）及び（２）に該当する者又は（３）に該当する者で、第７条の講習を前１年以内に修了したもの、又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する「国土交通大臣登録 木造耐震診断資格者講習」を前５年以内に修了したもののうちから知事が認定する。

- （１）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第２項に規定する一級建築士で資格取得後５年以上経過した者、又は同条第３項に規定する二級建築士若しくは第４項に規定する木造建築士で資格取得後１０年以上経過した者
- （２）同法第２３条の規定により茨城県において登録を受けた建築士事務所に勤務する者
- （３）前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認めた事項に該当する者

２ 前項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

- （１）建築士免許（建築士法第５条第２項）の写し
- （２）建築士事務所登録申請書副本（建築士法施行規則第１９条）の写し
- （３）一般財団法人日本建築防災協会が主催する「国土交通大臣登録 木造耐震診断資格者講習」を受講した場合にあっては、当該講習会の講習修了証明書の写し
- （４）写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦３．０ｃｍ 横２．４ｃｍのカラー写真）

（認定証等の交付）

第３条 知事は、前条第１項の規定により耐震診断士として認定したときは、その者を茨城県木造住宅耐震診断士認定者名簿（様式第２号。以下「認定者名簿」）に登録するとともに、その申請者に茨城県木造住宅耐震診断士認定証（様式第３号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

２ 知事は、前条第２項の規定による申請があった場合において、当該申請者が耐震診断士として適格でないと認めたときは、認定をしないことができる。この場合においては、知事は、様式第４号により当該申請者にその旨を通知しなければならない。

（申請事項の変更）

第４条 耐震診断士は、第２条第２項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに、茨城県木造住宅耐震診断士認定申請事項変更届（様式第５号）により知事に届け出るものとする。

２ 知事は、前項の規定による届出があったときは、認定者名簿の修正を行うものとする。

（認定証の更新）

第５条 認定証の有効期間は、認定した日から５年後の年度末とし、認定証の更新を受けようとする場合には、有効期間の満了日の前１年以内に第７条の講習を受講しなければならない。

2 認定証の有効期間内に、市町村が実施する木造住宅耐震診断士派遣等業務（以下「派遣等業務」という。）を行ったもの、又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する「国土交通大臣登録 木造耐震診断資格者講習」を受講したものについては、前項の講習を受講したものとみなす。

3 認定証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の30日前までに認定更新申請書（様式第6号）に認定証及び第2条第2項の書類（前項の規定により、市町村が実施する派遣等業務を行い、講習を受講したものとみなされた者は、第2条第2項（3）の講習修了証明書に代えて一般診断法による診断表の総合評価（診断結果）等の写しを添付）を添えて知事に申請するものとする。

4 知事は、前項の規定による申請があったときは、認定者名簿に更新した旨を記載するとともに、申請者に認定証を交付するものとする。

（認定証の再交付）

第6条 耐震診断士は、認定証を紛失し、又は汚損したときは、茨城県木造住宅耐震診断士認定証再交付申請書（様式第7号）により知事に認定証の再交付を申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を再交付するものとする。

3 前項の規定により認定証の再交付を受けた耐震診断士は、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納するものとする。

（認定の取消し等）

第7条 知事は、耐震診断士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者の認定の取消し、又は認定の停止を行うことができる。

（1）建築士法第9条の規定に基づく免許の取消しを受けた者

（2）建築士法第10条第1項に基づく懲戒を受けた者

（3）昭和45年建設省告示第1825号第4号に基づく資格を喪失した者

（4）前各号に掲げる者のほか、知事が耐震診断士として適切でないと認めた者

2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、その者の耐震診断士としての登録を抹消するとともに、その者から認定証を返納させるものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定の停止を行った場合は、停止期間満了まで認定証を領置するものとする。

（講習会）

第8条 知事は、耐震診断士として必要な知識を習得させることを目的として、次の各号に掲げるもののうち必要と認める内容についての講習会を実施するものとする。

（1）総論

（2）一般診断法

（3）精密診断法と補強方法

（4）例題演習

（実施細目）

第9条 この要綱に定めるもののほか、耐震診断士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

付 則 略

茨城県木造住宅耐震診断士認定者の属する建築士事務所一覧（桜川市の区域内に存するものに限る。）

認定 時期	建築士事務所の名称	認定 者数	事務所の所在地	事務所 TEL 事務所 FAX	事務所 登録番号
H28. 11	石島建築設計事務所	1 名	桜川市飯渕	0296-75-1439 0296-75-0808	A-1001
H27. 02	にのみや一級建築設計事務所	2 名	桜川市御領	0296-75-0369 0296-75-1470	A-0485
H28. 11	和設計室	1 名	桜川市富士見台	0296-76-1178 0296-76-1226	A-1771
H27. 11	大木建築事務所	1 名	桜川市真壁町下谷貝	0296-54-0227 0296-54-0227	B-4148
H27. 11	藤田建築設計事務所	1 名	桜川市真壁町羽鳥	0296-55-3975 0296-55-2636	B-4082
H27. 02	武村建築設計事務所	2 名	桜川市真壁町古城	0296-54-2023 0296-54-2023	A-3717
H27. 02	稲葉建築設計事務所	1 名	桜川市真壁町山尾	0296-54-2110 0296-54-2110	A-2191
H27. 02	古橋建築設計事務所	1 名	桜川市真壁町白井	0296-55-4522 0296-54-2110	B-2655
H27. 02	飯島建築設計事務所	2 名	桜川市本木	0296-58-6237 0296-58-6237	B-2931

※１．この表は、令和２年２月１４日現在のものです。

※２．茨城県木造住宅耐震診断士認定者名簿は、茨城県の公式ウェブサイトで公開されています。

参考資料（４）茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー制度

茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー登録制度要項

（趣旨）

第１条 この要項は、木造住宅耐震診断士（知事認定）の資格をもつ建築士で、専門的な講習を受講し、リフォーム全般に習熟した者を住宅耐震・リフォームアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録し、県民からのリフォーム相談先の紹介等の要請に対し、名簿の閲覧等の情報提供に供するため、必要な事項を定めるものとする。

（登録等）

第２条 知事は、次の各号に該当する者について、アドバイザーとして登録することができる。

- （１）茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱第２条第１項に基づく木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）の認定を受けている者
- （２）茨城県から委託を受けた者が実施するアドバイザーとして必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を修了している者

２ 前項の規定による登録を受けようとする者は、住宅耐震・リフォームアドバイザー登録申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

- （１）耐震診断士の認定証の写し
- （２）講習会の受講修了証の写し
- （３）写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦３．０ｃｍ、横２．４ｃｍのカラー写真）

（登録証等の交付）

第３条 知事は、第２条第１項の規定によりアドバイザーとして登録したときは、その申請者を住宅耐震・リフォームアドバイザー登録者名簿（様式第２号。以下「登録者名簿」という。）に登録し、その情報を公開するとともに、その者に住宅耐震・リフォームアドバイザー登録証（様式第３号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

２ 知事は、第２条第２項の規定による申請があった場合において、当該申請者がアドバイザーとして適格でないと認めたときは、登録しないことができる。この場合において、知事は、様式第４号により当該申請者にその旨を通知するものとする。

（申請事項の変更）

第４条 アドバイザーは、第２条第２項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに住宅耐震・リフォームアドバイザー登録申請事項変更届（様式第５号）により知事に届け出るものとする。

２ 知事は、前項の規定による届出があったときは、登録者名簿の修正を行うものとする。

（登録証の更新）

第５条 登録証の有効期間は５年とし、登録証の更新を受けようとする場合には、有効期間の満了日の前１年以内に講習会を受講しなければならない。

２ 登録証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了前までに住宅耐震・リフォームアドバイザー登録更新申請書（様式第６号）に登録証及び第２条第２項の書類を添付して知事に申請するものとする。

３ 知事は、前項の規定による申請があったときは、登録者名簿に更新した旨を記載するとともに、申請者に登録証を交付するものとする。

(登録の取消し等)

第6条 知事は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者の登録を取消し、または登録の停止を行うことができる。

- (1) 建築士法第9条の規定に基づく免許の取消しを受けた者
- (2) 建築士法第10条第1項に基づく懲戒を受けた者
- (3) 昭和45条建設省告示第1825号第4号に基づく資格を喪失した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、知事がアドバイザーとして適切でないと認めた者

2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、その者のアドバイザーとしての登録を抹消するとともに、その者から登録証を返納させるものとする。

3 知事は、第1項の規定により登録の停止を行った場合は、停止期間満了まで登録証を領置するものとする。

(実施細目)

第7条 この要項に定めるもののほか、アドバイザーの登録に関し必要な事項は、別に定める。

付 則 略

茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー登録者の属する建築士事務所一覧（桜川市の区域内に存するものに限る。）

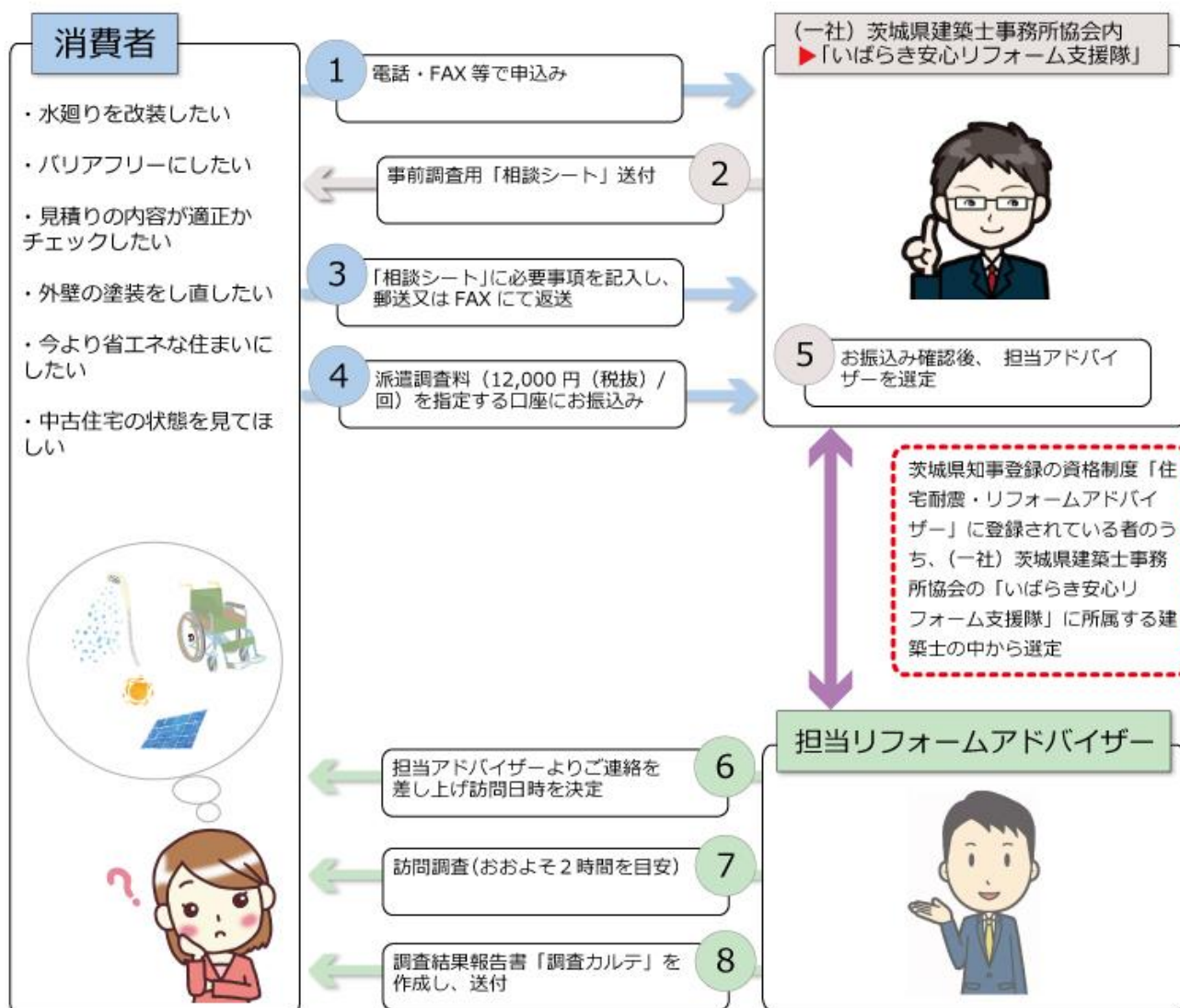
建築士事務所の名称	登録者数	事務所の所在地	事務所 TEL 事務所 FAX	事務所 登録番号
飯島建築設計事務所	2 名	桜川市本木	0296-58-6237 0296-58-6237	B-2931
藤田建築設計事務所	1 名	桜川市真壁町羽鳥	0296-55-3975 0296-55-2636	B-4082
にのみや一級建築設計事務所	1 名	桜川市御領	0296-75-0369 0296-75-1470	A-0485

※１．この表は、令和２年２月１日現在のものです。

※２．茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー登録者名簿は、茨城県の公式ウェブサイトで公開されています。

茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー派遣制度「いばらき安心リフォーム支援隊」

「いばらき安心リフォーム支援隊」は、住宅のリフォームを検討している消費者の要請に応じて、公平で中立な相談のパートナーとして、有償で、茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー登録者を派遣する仕組みです。



自宅を地震に強い家になりたい



リフォーム融資（耐震改修工事）のご案内

「耐震改修」又は「耐震補強」の工事を行う方向けのご融資です

認定耐震
改修工事

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定により認定を受けた耐震改修計画に従って行う工事 ※

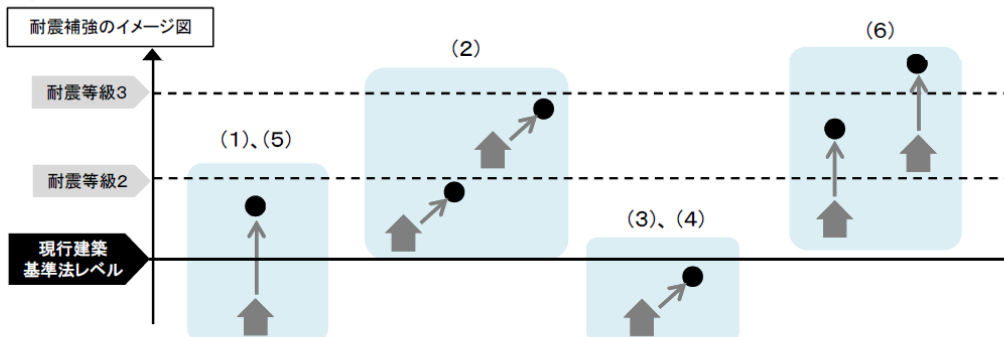
※ 耐震改修工事は、融資住宅の所在地の地方公共団体から建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による耐震改修計画の認定を受け、「認定通知書」の交付を受けていただく必要があります。

住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）の定める耐震性に関する基準等に適合させるための工事

具体的には次の(1)から(6)までの工事です。

- (1) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」((一財)日本建築防災協会)等の耐震診断の結果に基づき、現行建築基準法相当の水準(例:木造住宅の上部構造評点1以上)まで耐震性を向上させる工事
- (2) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」((一財)日本建築防災協会)により地震に対する安全性が確認できた住宅の耐震性を更に向上させ、リフォーム工事前の住宅のバランスを低下させない工事
- (3) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」((一財)日本建築防災協会)に基づく住宅の耐震性を向上させ、リフォーム工事前の住宅のバランスを低下させない工事で、地方公共団体の耐震改修に関する補助金等の対象であるもの
- (4) 国、地方公共団体等が認めた診断法に基づく住宅の耐震性を向上させる工事で、地方公共団体の耐震改修に関する補助金等(住宅のバランスを低下させないことを補助の要件としていることについて、機構があらかじめ確認したもの)に限ります。の対象であるもの
- (5) 「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」((一財)日本建築防災協会)等の耐震診断の結果に基づき、現行建築基準法相当の水準(例:木造住宅の上部構造評点1以上)まで耐震性を向上させる工事
- (6) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく評価方法基準の耐震等級を向上させる工事

耐震補強
工事



* 1 耐震改修工事又は耐震補強工事と併せて実施する増改築工事又は修繕・模様替えの工事費も融資対象となります。

* 2 耐震改修工事又は耐震補強工事の内容が機構の定める基準に適合していることを適合証明検査機関又は適合証明技術者の発行する適合証明書により確認します(適合証明技術者は、耐震補強の工事のうち、(6)の評価方法基準による判定は行うことができません。)。適合証明書の発行を受けるには、適合証明検査機関又は適合証明技術者による検査が必要です(検査手数料は、お客さまの負担になります。)。検査の申請先は、機構ホームページ(www.jhfa.go.jp)でご確認ください。

満60歳以上の方は「高齢者向け返済特例」を利用できます

高齢者向け返済特例とは？

返済期間を申込人(連帯債務者を含みます。)全員がお亡くなりになるときまでとし、毎月のお支払を利息のみとする返済方法で、通常の返済方法(元利均等返済又は元金均等返済)と比べて月々のご負担を低く抑えられます。借入金の元金は、申込人(連帯債務者を含みます。)全員が亡くなられたときに、相続人の方から、融資住宅及び土地の売却、機構からの借換融資、自己資金等により、一括してご返済いただきます。

【高齢者向け返済特例を利用した場合の返済額(試算例)】

融資額1,000万円を借り入れた場合の毎月のご返済額(試算)は、次のとおりとなります。

高齢者向け返済特例を利用される場合
(年0.56%[全期間固定金利])

利息のみ

(毎月4,666円/年間約5.6万円)

高齢者向け返済特例を利用されない場合
(元利均等返済、年0.52%、返済期間20年)

元金+利息

(毎月43,870円/年間約52.6万円)

※1 返済額は、令和元年10月現在の金利で試算しています。

※2 返済期間中は、利息のみのお支払となり、元金が減少しないので、総返済額(利息の返済総額と一括返済する元金の合計額)は元利均等返済又は元金均等返済の場合の総返済額(毎月の返済額の合計)を上回ります。

※3 高齢者向け返済特例を利用される場合は、別途保証料等が必要となります。詳細は、3ページをご覧ください。

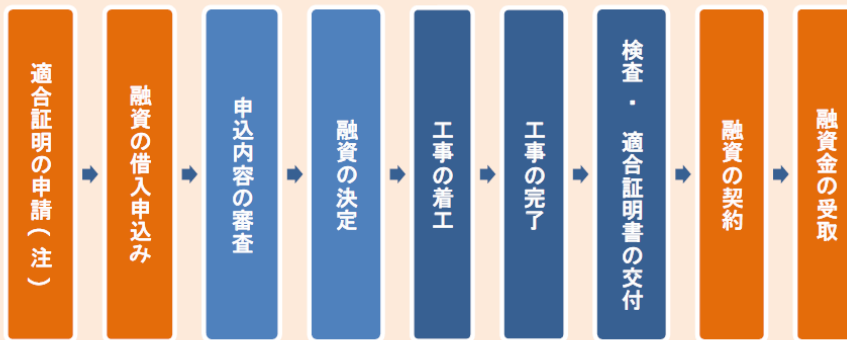
商品概要

お 申 込 み いただける方	次の(1)から(4)までも全てを満たす方	
		高齢者向け返済特例を利用される方 高齢者向け返済特例を利用されない方
	(1)	自分が居住する住宅に認定耐震改修工事又は耐震補強工事を行う方 住宅に認定耐震改修工事又は耐震補強工事を行う方 ※ ご自分が居住する住宅のほか、親族が居住する住宅、セカンドハウス、空き家、第三者に賃貸する住宅等にもご利用いただけます。
	(2)	申込日現在の年齢が満60歳以上の方 ※ 借入申込時の年齢が満60歳以上(上限なし)で融資住宅に同居する親族は連帯債務者になることができます。 申込日現在の年齢が満79歳未満の方 ※ 満79歳以上の方でも、親子リレー返済を利用される方はお申込みいただけます。親子リレー返済については、機構ホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。
	(3)	年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が、年収400万円未満の方は30%以下、年収400万円以上の方は35%以下である方
	(4)	日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方
融資を受けることができる住宅	次のいずれかの方が所有し、又は共有している住宅 (1)申込本人 (2)申込本人の配偶者（内縁関係にある者及び婚約者を含みます。） (3)申込本人の親族（配偶者を除きます。） ※ 床面積の制限はありません。 ※ 既に工事を終えている住宅や住宅部分がない建物は、融資の対象になりません。	
融 資 限 度 額	高齢者向け返済特例を利用される方	高齢者向け返済特例を利用されない方
	次の(1)又は(2)のいずれか低い額 (1) 1,000万円（10万円以上、1万円単位） ※ 住宅部分の工事費が上限となります。 (2) 保証機関が保証する限度額 ※ 令和元年10月現在、機構が承認している保証機関は、（一財）高齢者住宅財団です。 ※ 住宅部分の工事費とは、請負契約書に記載された金額（消費税を含みます。）をいいます。また、リフォームに付随する費用（お客さまの負担分）については、当該費用が発生したことがわかる書類をご提出いただくことにより、融資の対象となる場合があります。詳しくは、機構お客さまコールセンターにお問合せください。 ※ 国、地方公共団体等からリフォーム工事に当たって補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。 ※ 審査の結果、融資をお断りする場合や、希望融資額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。	1,500万円（10万円以上、1万円単位） ※ 住宅部分の工事費が限度となります。 ※ 住宅債券積立者は、融資限度額を加算できる場合があります。詳しくは機構お客さまコールセンターにお問合せください。
返 済 期 間	高齢者向け返済特例を利用される方	高齢者向け返済特例を利用されない方
	申込人（連帯債務者を含みます。）全員がお亡くなりになるときまでです。	次の(1)又は(2)のいずれか短い年数の範囲内で、1年単位で設定していただきます。 (1) 20年 (2) 年齢による最長返済期間 「80歳」－「申込本人又は収入合算者※のいずれかのうち、年齢が高い方の借入申込時の年齢（1歳未満切上げ）」 ※収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限ります。

商品概要

融 資 金 利	お申込時の金利が適用される「全期間固定金利型」です。 融資金利は、原則として、毎月見直します。金利の詳細及び最新金利は、機構お客さまコールセンターにお問合せいただくか機構ホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。	
返 済 方 法	高齢者向け返済特例を利用される方	高齢者向け返済特例を利用されない方
	毎月のお支払は、利息のみです。 借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、融資住宅及び土地の売却、機構からの借換融資、自己資金等により、一括してご返済していただきます。 ※ボーナス併用払いは、ご利用いただけません。	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※ボーナス払いは、融資額の10分の4以内で、1万円単位となります。
抵 当 権	融資住宅及び土地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。 ※リフォームする融資住宅及び土地に機構（旧公庫）の抵当権が既に設定されているときは、既融資の残債務を返済の上、その抵当権を抹消することが必要です。 ※抵当権の設定費用は、お客さまの負担となります。	融資住宅及び土地に機構のための抵当権を設定していただきます。 ※融資額が300万円以下の場合等は抵当権の設定は不要です。 ※申込時点で申込時点で無担保の既融資がある場合で、今回のリフォーム融資の融資額に既融資の残高を加えた額が300万円を超えるときは、既融資のための抵当権と今回のリフォーム融資のための抵当権の設定がそれぞれ必要となります。 ※抵当権の設定費用は、お客さまの負担となります。
保 証	機構が承認している保証機関の保証が必要です。 ※令和元年10月現在、機構が承認している保証機関は、（一財）高齢者住宅財団です。 ※（一財）高齢者住宅財団の保証を受けるに当たっては、保証限度額設定料（30,000円＋消費税）、保証事務手数料（70,000円＋消費税）及び保証料（融資額の4.0%）が必要となります。 ※保証料等は、お客さまの負担となります。	必要ありません。
火 災 保 険	返済終了までの間、融資住宅に、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。 ・建物の火災による損害を補償対象としていただきます。 ・保険金額は、融資額以上*とします。 * 融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。 ※火災保険料は、お客さまの負担となります。	
団 体 信 用 生 命 保 険	ご利用いただけません。	ご加入いただけます。 ※融資住宅を第三者に賃貸される方はご加入いただけません。 ※特約料は、お客さまの負担となります。
手 数 料	融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は必要ありません。	
【ご注意】 (1) お申込みの条件を満たしている場合であっても、審査の結果、ローンの延滞履歴があるなど返済に懸念がある方は融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。 (2) お申込みに当たり、申込本人及び連帯債務者の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関又は同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構の融資審査に利用します。また、融資に当たり、融資内容を同機関に登録します。 (3) 反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、借入申込後に反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。お借入後に反社会的勢力であることが判明した場合は、融資金の残金全額を一括して繰上返済していただきます。		

主な手続の流れ



（注）実施する工事が希望する融資メニューに適合することをあらかじめ確認していただけます。着工前に検査機関等に適合証明の申請を行い、工事計画内容について検査機関等からヒアリングを受けてください。

※1 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定により認定を受けた耐震改修計画に従って工事を行う場合は、適合証明申請を行う前に、都道府県・市町村から認定通知書の交付を受けていただく必要があります。

※2 木造住宅において、地方公共団体の助成を受けて改良後の上部構造評点が1未満となる耐震改修工事を行う場合、地方公共団体の補助金申請書の写し、補助金交付決定通知書の写し等を工事完了までに提出していただく必要があります。

※3 高齢者向け返済特例を利用する場合は、融資の借入申込みを行う前に（一財）高齢者住宅財団又は機構によるカウンセリング並びに（一財）高齢者住宅財団による担保評価及び保証限度額証明書の交付を受けていただく必要があります。

<参考> 機構が扱うリフォーム融資（耐震改修）

対象		融資メニュー
個人 （一戸建等） 	住宅に耐震改修工事を行う場合	リフォーム融資（耐震改修工事） このリーフレットでは、「リフォーム融資（耐震改修工事）」について記載しています。
	住宅借上機関を利用して第三者に賃貸する住宅	リフォーム融資（住みかえ支援（耐震改修）） （一社）移住・住みかえ支援機構が行う住宅借上制度を利用し、第三者に賃貸する住宅をリフォームするため必要な資金をご融資します。 ※ 詳しくは、機構ホームページをご覧ください。
分譲マンション 		マンション共用部分リフォーム融資 マンション管理組合（法人格の有無は問いません。）のみなさまがマンションの共用部分のリフォームを行うときに借入れが可能な融資です。 このほか、区分所有者の方が利用できる融資もあります。 ※ 詳しくは、機構ホームページをご覧ください。
賃貸アパート・マンション 		賃貸住宅リフォーム融資 賃貸住宅をリフォームする資金又は賃貸住宅とするためにリフォームする資金をご融資します。 ※ 詳しくは、機構ホームページをご覧ください。

お問合せ先・申込関係書類の請求先

リフォーム融資（耐震改修）に関するご相談、「リフォーム融資のご案内」（パンフレット）及びお申込みに必要な書類のご請求は、こちらへご連絡ください。

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター
0120-0860-35（通話無料）

※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、＜TEL: 048-615-0420＞におかけください（通話料金がかかります。）。
 ※ 電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します（受付時間：9:00～17:00）（祝日及び年末年始を除きます。）。

このリーフレットは、リフォーム融資（耐震改修工事）の概要を説明しています。融資制度の詳細は、機構お客さまコールセンターにお問合せいただくか、機構ホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。

参考資料（６）耐震改修促進税制

所得税の特例措置

耐震改修促進税制

適用期限：平成21年1月1日～令和3年12月31日

【所得税の投資型減税（住宅ローンの借入の有無にかかわらず利用可能）】

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅を現行の耐震基準（昭和56年6月1日以降の耐震基準）に適合させる耐震改修を行った場合について、当該耐震改修に係る**標準的な工事費用相当額（上限：250万円）の10%**がその年分の所得税額から控除されます。

◆適用を受けるための主な要件

- ①その者が主として居住の用に供する家屋であること
- ②家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたものであること
- ③改修前の家屋が現行の耐震基準に適合しないものであること

◆適用を受けるために必要なこと

確定申告の際、以下の書類を税務署に提出してください。

- ①明細書
- ②登記事項証明書（昭和56年5月31日以前に建築されたものであることを明らかにする書類）
- ③増改築等工事証明書※¹または住宅耐震改修証明書※²

*平成29年3月末までに耐震改修を完了している場合は、住宅耐震改修証明書

※¹ 増改築等工事証明書は、

- ①登録された建築士事務所に属する建築士、
 - ②指定確認検査機関、
 - ③登録住宅性能評価機関、
 - ④住宅瑕疵担保責任保険法人
- のいずれかに発行を依頼して下さい。

※² 住宅耐震改修証明書は、地方公共団体に発行を依頼して下さい。

*平成29年3月末までに耐震改修を完了している場合は、上記①～④の者または地方公共団体のいずれかに「住宅耐震改修証明書」の発行を依頼して下さい。

＜標準的な工事費用相当額＞

以下の表の左欄の項目に応じ、中欄の金額に右欄の単位を乗じたものの合計額です。

改修工事内容	単位あたりの金額 (令和元年12月31日までに耐震改修工事を行った場合は、中欄のカッコ内の額とする)	単位
木造の住宅(以下「木造住宅」という。)の基礎に係る耐震改修	15,400円(15,900円)	家屋の建築面積(単位 ㎡)
木造住宅の壁に係る耐震改修	22,500円(23,400円)	家屋の床面積(単位 ㎡)
木造住宅の屋根に係る耐震改修	19,300円(20,200円)	施工面積(単位 ㎡)
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	33,000円(34,700円)	家屋の床面積(単位 ㎡)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	75,500円(78,000円)	家屋の床面積(単位 ㎡)
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	2,671,100円(2,552,000円)	箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	259,000円(267,600円)	家屋の床面積(単位 ㎡)

固定資産税の特例措置

適用期間 (工事完了期間)	平成18年1月1日～令和2年3月31日 ただし、令和4年3月31日まで期間が延長される予定です。
減額の概要	耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る翌年分の固定資産税額（120㎡相当額までに限る。）を2分の1に減額します。

家屋の要件	昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること。
耐震改修工事の要件	① 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること。 ② 工事費が50万円を超えること。

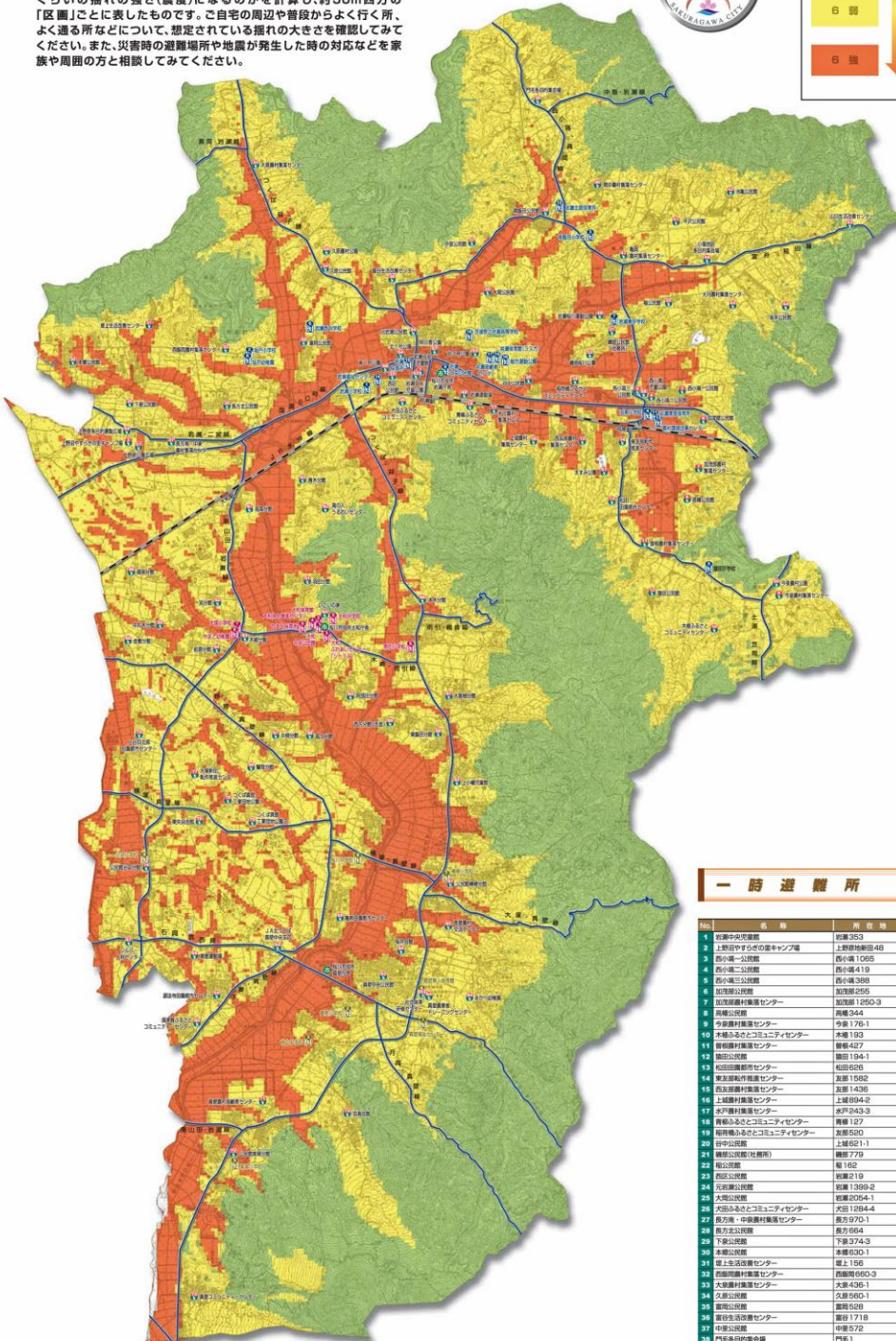
手続の要件	耐震改修工事完了後3ヶ月以内に市役所に申告してください。
手続に必要な書類	① 固定資産税減額申告書（注1） 注1．市役所で取得してください。 ② 増改築等工事証明書（注2）又は住宅耐震改修証明書（注3） 注2．登録建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行します。 注3．市役所では原則として発行しませんので、まずは増改築等工事証明書の発行について建築士等に相談してください。 ③ 工事費がわかる書類（領収書等） ④ 耐震改修後に交付された住宅性能評価書の写し（交付のある場合に限る。） ⑤ 工事請負契約書の写し等

参考資料（7）地震ハザードマップ「揺れやすさマップ」

地震ハザードマップ 揺れやすさマップ

桜川市

「揺れやすさマップ」とは、想定した地震が起きた時に、市の中でどのくらいの揺れの強さ（震度）になるのかを計算し、約50m四方の「区画」ごとに表したものです。ご自宅の周辺や普段からよく行く所、よく通る所などについて、想定されている揺れの大きさを確認してみてください。また、災害時の避難場所や地震が発生した時の対応などを家族や周囲の方と相談してみてください。



凡例

震度	1内 ~ 2内	避難所 / 岩瀬地区
5強	1内 ~ 2内	避難所 / 大和地区
6弱	3内 ~ 4内	避難所 / 真壁地区
6強	5内 ~ 6内	一時避難所
7	7内 ~ 8内	市役所
8	9内 ~ 10内	鉄道
9	11内 ~ 12内	主要道路

0 1 2 3km

避難所

No.	名称	所在地	電話番号
1	桜川小学校	南田553-5	75-2059
2	桜川中学校	西田512-4	75-2103
3	桜川小学校	南田1-1	75-2046
4	桜川小学校	南田201	75-2239
5	桜川小学校	南田413-1	75-1855
6	桜川中学校	南田335	75-2104
7	桜川中学校	南田460	75-2119
8	桜川小学校	西田558-1	75-2149
9	桜川中学校	南田117番地1-1	75-2044
10	桜川中学校	南田117番地2-2	75-2074
11	桜川中学校	南田170-2	75-2309
12	桜川中学校	南田885-1	75-2204
13	桜川中学校	南田1481	75-2255
14	桜川中学校	南田612	75-2940
15	桜川中学校	南田2685-14	75-2600
16	桜川中学校	南田2685-14	75-2600
17	桜川中学校	南田1973-3	75-1388
18	桜川中学校	南田1511-1	75-2475

No.	名称	所在地	電話番号
1	大和中央公民館	南田1028-1	58-7117
2	大和体育館	南田1028-1	58-7117
3	大和3rdビル（シタラ）	南田989-1	20-8300
4	大和中央公民館	南田1028-1	58-7117
5	大和中学校	南田1000	58-5042
6	大和小学校	南田1591	58-5019
7	大和小学校	南田1597	58-5025
8	大和小学校	南田1597	58-5025
9	大和小学校	南田1597	58-5025

No.	名称	所在地	電話番号
1	真壁小学校	真壁1004-1	54-5441
2	真壁小学校	真壁1004-1	54-5441
3	真壁小学校	真壁1004-1	54-5441
4	真壁小学校	真壁1004-1	54-5441
5	真壁小学校	真壁1004-1	54-5441
6	真壁小学校	真壁1004-1	54-5441
7	真壁小学校	真壁1004-1	54-5441
8	真壁小学校	真壁1004-1	54-5441
9	真壁小学校	真壁1004-1	54-5441

一時避難所

No.	名称	所在地	電話番号
1	桜川中央公民館	南田353	75-2059
2	桜川中央公民館	南田353	75-2059
3	桜川中央公民館	南田353	75-2059
4	桜川中央公民館	南田353	75-2059
5	桜川中央公民館	南田353	75-2059
6	桜川中央公民館	南田353	75-2059
7	桜川中央公民館	南田353	75-2059
8	桜川中央公民館	南田353	75-2059
9	桜川中央公民館	南田353	75-2059
10	桜川中央公民館	南田353	75-2059
11	桜川中央公民館	南田353	75-2059
12	桜川中央公民館	南田353	75-2059
13	桜川中央公民館	南田353	75-2059
14	桜川中央公民館	南田353	75-2059
15	桜川中央公民館	南田353	75-2059
16	桜川中央公民館	南田353	75-2059
17	桜川中央公民館	南田353	75-2059
18	桜川中央公民館	南田353	75-2059
19	桜川中央公民館	南田353	75-2059
20	桜川中央公民館	南田353	75-2059
21	桜川中央公民館	南田353	75-2059
22	桜川中央公民館	南田353	75-2059
23	桜川中央公民館	南田353	75-2059
24	桜川中央公民館	南田353	75-2059
25	桜川中央公民館	南田353	75-2059
26	桜川中央公民館	南田353	75-2059
27	桜川中央公民館	南田353	75-2059
28	桜川中央公民館	南田353	75-2059
29	桜川中央公民館	南田353	75-2059
30	桜川中央公民館	南田353	75-2059
31	桜川中央公民館	南田353	75-2059
32	桜川中央公民館	南田353	75-2059
33	桜川中央公民館	南田353	75-2059
34	桜川中央公民館	南田353	75-2059
35	桜川中央公民館	南田353	75-2059
36	桜川中央公民館	南田353	75-2059
37	桜川中央公民館	南田353	75-2059
38	桜川中央公民館	南田353	75-2059
39	桜川中央公民館	南田353	75-2059
40	桜川中央公民館	南田353	75-2059
41	桜川中央公民館	南田353	75-2059
42	桜川中央公民館	南田353	75-2059
43	桜川中央公民館	南田353	75-2059
44	桜川中央公民館	南田353	75-2059
45	桜川中央公民館	南田353	75-2059
46	桜川中央公民館	南田353	75-2059
47	桜川中央公民館	南田353	75-2059
48	桜川中央公民館	南田353	75-2059
49	桜川中央公民館	南田353	75-2059
50	桜川中央公民館	南田353	75-2059
51	桜川中央公民館	南田353	75-2059
52	桜川中央公民館	南田353	75-2059
53	桜川中央公民館	南田353	75-2059
54	桜川中央公民館	南田353	75-2059
55	桜川中央公民館	南田353	75-2059
56	桜川中央公民館	南田353	75-2059
57	桜川中央公民館	南田353	75-2059
58	桜川中央公民館	南田353	75-2059
59	桜川中央公民館	南田353	75-2059
60	桜川中央公民館	南田353	75-2059
61	桜川中央公民館	南田353	75-2059
62	桜川中央公民館	南田353	75-2059
63	桜川中央公民館	南田353	75-2059
64	桜川中央公民館	南田353	75-2059
65	桜川中央公民館	南田353	75-2059
66	桜川中央公民館	南田353	75-2059
67	桜川中央公民館	南田353	75-2059
68	桜川中央公民館	南田353	75-2059
69	桜川中央公民館	南田353	75-2059
70	桜川中央公民館	南田353	75-2059
71	桜川中央公民館	南田353	75-2059
72	桜川中央公民館	南田353	75-2059
73	桜川中央公民館	南田353	75-2059
74	桜川中央公民館	南田353	75-2059
75	桜川中央公民館	南田353	75-2059
76	桜川中央公民館	南田353	75-2059
77	桜川中央公民館	南田353	75-2059
78	桜川中央公民館	南田353	75-2059
79	桜川中央公民館	南田353	75-2059
80	桜川中央公民館	南田353	75-2059
81	桜川中央公民館	南田353	75-2059
82	桜川中央公民館	南田353	75-2059
83	桜川中央公民館	南田353	75-2059
84	桜川中央公民館	南田353	75-2059
85	桜川中央公民館	南田353	75-2059
86	桜川中央公民館	南田353	75-2059
87	桜川中央公民館	南田353	75-2059
88	桜川中央公民館	南田353	75-2059
89	桜川中央公民館	南田353	75-2059
90	桜川中央公民館	南田353	75-2059
91	桜川中央公民館	南田353	75-2059
92	桜川中央公民館	南田353	75-2059
93	桜川中央公民館	南田353	75-2059
94	桜川中央公民館	南田353	75-2059
95	桜川中央公民館	南田353	75-2059
96	桜川中央公民館	南田353	75-2059
97	桜川中央公民館	南田353	75-2059
98	桜川中央公民館	南田353	75-2059
99	桜川中央公民館	南田353	75-2059
100	桜川中央公民館	南田353	75-2059

震度と揺れによる周囲の状況

震度	状況
4	● ほとんどの人が驚く。 ● 電灯などの天井・下地材が大きく揺れる。 ● 震りの強い建物物が、揺れることがある。
4.5	● 大半の人が、恐怖を感じる。物につかろうとしたり感じる。 ● 壁にある食器棚や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものも揺れることがある。
5弱	● 物につかまらないと歩くことが難しい。 ● 固定していない家具が揺れることがある。 ● 傾倒している電灯が揺れることがある。
5.0	● 傾倒している電灯が揺れることがある。
5強	● 傾倒している電灯が揺れることがある。
5.5	● 傾倒している電灯が揺れることがある。
6弱	● 傾倒している電灯が揺れることがある。
6強	● 傾倒している電灯が揺れることがある。
7	● 傾倒している電灯が揺れることがある。

この図で示された震度は、地震の規模や震源からの距離により想定される平均的な揺れの強さであり、地震の発生した方角によっては、揺れの強さは表示された震度よりも大きくなったり、小さくなったりすることがあります。



桜川市通学路危険ブロック塀等除却費補助金

市では、通学路沿いの危険なブロック塀等を除却する工事費用の一部に補助金を支給します。
この制度は、**令和２年度～令和４年度の期間限定**で行うものです。

補助対象要件 補助対象者は、次の(1)～(4)の **全てに該当する方** です。

- (1) 通学路危険ブロック塀等 (※１) の所有者又は共有者である方
- (2) 通学路危険ブロック塀等除却工事 (※２) を請負契約 (補助対象経費 (※３) とそれ以外の経費との内訳を書面で明らかにしたものに限る。) によって工事業者に発注される方
- (3) 所定の事項を書面によって誓約された方
- (4) 従前に本制度による補助金の交付を受けたことがない方

※１. 通学路危険ブロック塀等とは …？

組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）であって、かつ、次の要件の全てに該当する部分

- ① 通学路との境界に築造された部分であること。
- ② 倒壊の危険性があることが客観的に証明された部分であること。
- ③ ①及び②の部分のうちに道路面からの高さが 50 cm 以上の部分が含まれていること。
- ④ 建築基準法第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定による命令を受けた部分でないこと。

※２. 通学路危険ブロック塀等除却工事とは …？

通学路危険ブロック塀等の全部又は一部を除却する工事（一部を除却する工事にあっては、倒壊の危険性がなくなることが客観的に証明されたものに限る。）

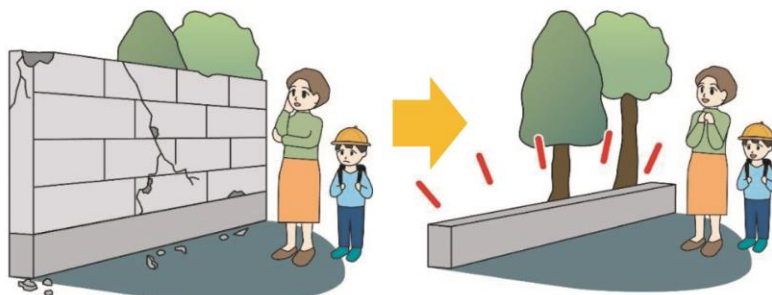
※３. 補助対象経費とは …？

補助対象者が行う通学路危険ブロック塀等除却工事に要する費用のうち撤去費、運搬費、処分費及び諸経費に相当する費用

申請期間

**4月1日
～ 9月30日**

(※ 土日祝日除く。)



補助金の額 補助金の額は、次の(1)～(3)のうち **最も小さい額** です。

- (1) 補助対象経費に **3分の2** を乗じて算出した額（千円未満切り捨て）
- (2) 除却した通学路危険ブロック塀等の延長に **1m当たり2万円** を乗じて算出した額（千円未満切り捨て）
- (3) **20万円**

ご相談・お問合せ先

桜川市 建設部 都市整備課

(〒309-1293 桜川市羽田 1023 桜川市役所大和庁舎 1 階)

TEL:0296-58-5111

桜川市第2次耐震改修促進計画

策定年月日 | 令和2年3月25日

編 集 | 桜川市建設部都市整備課

〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023

TEL : 0296-58-5111 (代)